

令和2年羽咋市農業委員組織総会

- 1 日 時 委員会 令和2年7月20日（金）
開 会 午前9時40分 休 憩 午前10時00分
再 開 午前10時10分 閉 会 午前10時45分
- 2 場 所 羽咋市役所401会議室
- 3 出席委員（12人）
①岩城 一成 ②屋後 浩幸 ③糀田 幸雄 ④徳和 己嗣
⑤松生 朋広 ⑥澤田 稔 ⑦山本 泰夫 ⑧高田外喜子
⑨山上 克秀 ⑩四飯弥志宣 ⑪川井 良平 ⑫村 桂司
- 4 欠席委員（0人）
- 5 農地利用最適化推進委員の出席委員（9人）
⑬梶谷 武史 ⑭岡田 信夫 ⑯岡田 耕一 ⑰森田 三男
⑱悦永 秀雄 ⑲南 邦夫 ⑳三宅 一徳 ㉑稲農 幹夫
㉒長濱 義雄
- 6 農地利用最適化推進委員の欠席委員（3人）
⑳村田 清二 ㉑芝田 俊幸 ㉒瀬戸 明
- 7 事務局員 清水事務局長、出口次長、潟辺主事、山出会計年度任用職員
- 8 付議事項
 - (1) 開 会
 - (2) 市長あいさつ
 - (3) 委員紹介（農業委員）
 - (4) 臨時議長選出（地方自治法第107条運用）
 - (5) 議事録署名委員の指名
 - (6) 仮議席の決定
 - (7) 羽咋市農業委員会会長及び会長職務代理者の互選について
 - (8) 新会長、新会長職務代理あいさつ
 - (9) 議席番号の決定について
 - (10) 農地利用最適化推進委員の委嘱について
 - (11) 農業者年金加入推進部長の選出
 - (12) 農業新聞拡張推進部長の選出
 - (13) 認定農業者等農業委員・推進委員協議会委員（2名）
 - (14) 農業委員会だより編集委員の選出（5名）
 - (15) 委員紹介（農業委員、農地利用最適化推進委員）
 - (16) 農業委員会法令事務の概要について
 - (17) その他事務連絡について
 - (18) 閉 会
- 9 議事録署名委員 2番 屋後委員 3番 糀田委員
- 10 会議の概要

（羽咋市農業委員辞令交付式）

事務局長　それでは、ただいまから令和2年度羽咋市農業委員会組織総会を開催いたします。

本日の総会の司会進行を務めます農業委員会事務局長の清水でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の総会は、改選後初めての総会となりますので、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づき、市長が召集しております。

ただいまの出席委員は12人全員でございますので、農業委員会に関する法律第27条第3項の規定により過半数を超える出席でございますので、本会議が成立していることを報告いたします。

それでは、山辺市長よりご挨拶をいただきます。

市長　それでは、一言ご挨拶を申し上げます。

改めまして、皆さん、おはようございます。

改選後、初めての総会をご案内申し上げたところ、皆さん方それぞれご多用の中にもかかわらずご出席いただきまして、心から重ねて感謝を申し上げる次第でございます。

そしてまた、皆様方におかれましては、日頃から当羽咋市の農業の振興に、そしてまた市政全般にわたって大変温かいご支援とご協力を賜っていることを、改めて感謝を申し上げるところでございます。

皆さんご存じのように農業を取り巻く環境というのは、農業従事者の高齢化、あるいは担い手不足、あるいは農作物の低迷や、産地間の競争、減反ということで大変厳しい状況になっているわけでありまして。

こうしたあらゆる課題解決に当たっては、羽咋市だけではなくて、ここにおいでる農業委員の皆さんが、あるいは関係機関、団体の皆様方のやはり連携がこれからも強く求められてくるという具合に感じているところであります。

本市といたしましても、今後とも農地の集積、それから集約化等で営農の効率化を促進するとともに、就農に挑戦しやすい環境づくりなど、担い手への支援をこれからも強力に進めてまいりたいと考えております。

農業委員会におかれましては、従来の取組に加え、担い手への用地利用の集積、あるいは集約化、あるいは遊休農地の発生防止、あるいは解消、あるいは新規参入者の促進などが求められていると考えておるところであります。

本日の農業委員の任命につきましては、6月に市の議会の承認を得て、農業委員12名の方々に辞令を今日交付させていただきます。

初めてなられた方が6名、それから再選の方が6名で、女性や若い担い手の方にも入っていただいたところでもあります。

皆様には農業者や地域のリーダーとして、地域農業に詳しく、熱い情熱を持った方ばかりであります。農業委員として今後とも任期の3年間、当市の農業の発展にさらなるお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

また、本総会后に農地利用最適化推進委員12名が委嘱されるとのことであり、農業委員と推進委員の二人三脚で、当市の農業の発展あるいは活動

により一層温かいご支援とご協力賜ることをお願いする次第でございます。

結びに、本会のますますの発展と、本日お集まりの方々の今後ますますのご活躍をご祈念申し上げ、開会の挨拶といたします。

本日は本当にご苦労さまです。ありがとうございました。

事務局長

ありがとうございました。

なお、山辺市長は、他の公務のため、ここで退席させていただきます。
(市長退席)

事務局長

ありがとうございました。

それでは、ここで、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

本日改選後初めての顔合わせでございますので、お手元にあります委員名簿準により名前を読み上げますので、ご起立の上、簡単に自己紹介をお願いいたします。

川井良平委員。

委 員

川井といいます。どうぞよろしくお願ひします。

事務局長

山上克秀委員。

委 員

山上です。まだちょっと右も左も分かりませんが、またよろしくお願ひいたします。

事務局長

徳和己嗣委員。

委 員

徳和です。よろしくお願ひします。1年目ということですので、何も分からないんですけども、また皆さんの協力をいただいてやっていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

事務局長

岩城一成委員。

委 員

岩城です。よろしくお願ひします。

事務局長

屋後浩幸委員。

委 員

神子原地区の屋後です。よろしくお願ひいたします。

事務局長

四飯弥志宣委員。

委 員

四飯弥志宣です。余喜地区から、今年、委員として参加させていただきました。よろしくお願ひいたします。

事務局長

松生朋広委員。

委 員

鹿島路地区の松生朋広です。初めてなので、皆さんにいろいろ教えてもらいながら頑張りたと思ひます。よろしくお願ひします。

事務局長

村桂司委員。

委 員

越路野地区、千路から出ております村です。よろしくお願ひします。

事務局長

糺田幸雄委員。

委 員

おはようございます。一ノ宮地区から出ております糺田幸雄と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局長

澤田稔委員。

委 員

澤田と申します。よろしくお願ひします。

事務局長

高田外喜子委員。

委 員

栗ノ保地区から来ました土橋町の高田と申します。よろしくお願ひいた

します。

事務局長
委 員

山本泰夫委員。
農業団体土地改良区から選出されております山本でございます。よろしくお願いいたします。

事務局長

どうもありがとうございました。
(議長席設置)

事務局長

続きまして、臨時議長の選出をしたいと思います。地方自治法107条の規定に準じ、最年長委員に臨時の議長をお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

事務局長

ご異議なしと認めます。
それでは、最年長議員の山本委員に臨時議長をお願いをしたいと思います。議長席へお願いします。
(山本委員、議長席に着席)

事務局長

ここからの進行は山本臨時議長をお願いいたします。

臨時議長

皆さん、おはようございます。
先ほど私を含めて12名の方が市長から委任を受けまして、3年間一緒になって羽咋市の農業政策について、特に農業委員の関係につきまして、一生懸命進展をするように頑張っていかなきゃならないなというふうに思っております。

今日は、地方自治法の107条の規定に基づきまして年長者が会議の進行を務めるということですので、会長が選任されるまでの間、ぜひ皆様方のご協力をいただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、座らせていただきまして進行を進めますので、よろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付をされております日程表のとおりであります。

それでは、日程に入りたいと思います。

それでは初めに、日程第5番目、議事録の署名議員の指名についてありますが、私のほうから指名をしてよろしいでしょうか。

全 委 員

異議なし。

臨時議長

ありがとうございます。
異議がないということですので、私のほうから指名をさせていただきます。

屋後委員、そして糶田委員を議事録署名委員として指名をいたしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、日程6、仮議席の決定についてですが、委員の皆様が現在着席をされている席を仮議席として決定をしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。ご異議ありませんでしょうか。

全 委 員

異議なし。

- 臨時議長 ありがとうございます。
 本日は、この仮議席のまま会議を進めさせていただき、次の総会から本日決まります議席順にお座りいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。
 つきましては、日程第7の会長及び会長職務代理者の選出について議題といたしたいと思います。
 事務局員からの説明をお願いいたします。
- 事務局長 ただいま議題となりました日程7、羽咋市農業委員会会長及び会長職務代理者の選出についてをご説明申し上げます。
 農業委員会委員改選後、初めての総会でございますので、農業委員会等に関する法律第5条の規定に基づき、農業委員会会長、同会長職務代理者の選出を委員の皆様の互選でお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。
- 臨時議長 それでは、事務局から説明があったわけでありませけれども、農業委員会の会長及び会長職務代理者の選出を行いたいと思いますが、どのようにお取り計らいすればよろしいでしょうか。
 委員の皆さん方で選出方法についてご意見ございませんでしょうか。
- 委 員 議長のほうに一任して、決めていただければいいんじゃないかと思えますけれども。よろしいですか。
- 臨時議長 今、糺田委員から、私のほうから指名をしてください、よろしいですかのご意見だったんですが、委員各位の皆さん方、よろしいでしょうか。
- 全 委 員 異議なし。
- 臨時議長 それでは、委員各位の皆さん方の承認を得ましたので、私のほうから、会長及び職務代理者の指名を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。
- 全 委 員 異議なし。
- 臨時議長 異議がないようでありますので、私のほうから指名をさせていただきます。
 それでは、前会長でありました村会長、そして同じく職務代理者であった川井良平さん、このお二方をお願いをすればよろしいかと思いますが、委員各位の皆さん方はいかがでしょう。ご賛同いただけますでしょうか。ご異議ございませんか。
- 全 委 員 異議なし。
- 臨時議長 ありがとうございます。
 それでは、村桂司会長、そして職務代理者には川井良平さん、お二方によりしくお願いをいたします。
 それでは、私のほうでは、会長及び職務代理者も決まりましたものから、議長の職を解かせていただいて、お二方に交代をしたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。
 事務局のほう、それでよろしいですか。
- 事務局長 はい。ありがとうございます。

臨時議長 それでは、皆さん方のご協力によりまして無事進行できましたことを感謝申し上げます、議長席を降りさせていただきます。
ありがとうございました。

事務局長 山本委員、臨時議長を務めていただき、ありがとうございました。
それでは、ただいま選出されましたお二方につきまして、前のほうにお移りいただきたいと思います。よろしく願いいたします。
(新会長、新職務代理人、前に移動)

事務局長 それでは、ここでお二方にご挨拶をお願いしたいと思います。
では、村会長からよろしく願いいたします。

会 長 今ほど山本議長の指名によりまして、そして全会一致でご承認をいただきました村でございます。ご覧のとおりまだまだ未熟な者でございますけれども、皆様のご指導、ご協力いただきながら、そして川井職務代理人、事務局のサポートをいただき、職務を一生懸命務めたいと思いますので、今後ともよろしく願いします。(拍手)

事務局長 続きまして、川井会長職務代理人、よろしく願いいたします。

職務代理人 職務代理人に指名されました川井でございます。どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

事務局長 ありがとうございました。
これ以降の議事進行につきましては、新会長に議長をお願いしたいと思います。
よろしく願いいたします。
(新会長、議長席に着席)

議 長 それでは、議事を進行いたします。
日程9、議席番号の決定についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 ただいま議題となりました日程9、議席番号の決定について、ご説明申し上げます。
総会等において議事進行する会長と会長職務代理につきましても、議事進行上、会長の議席番号を12、会長職務代理を11番の連番にさせていただき、他の委員の方々につきましても、先ほどご承認いただきました仮議席順に抽せんしていただきます
議席番号を決定していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま事務局より、議席番号の指定の提案がございました。この方法で抽せんしてもよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

事 務 局 それでは、仮議席番号順にくじを引いていただきますので、よろしく願いします。
(抽せん)

議 長 では、議席番号が決まりましたので、事務局より発表をお願いします。

事務局長 それでは、議席番号が決定しましたので、発表させていただきます。

1番 岩城委員、2番 屋後委員、3番 糶田委員、4番 徳和委員、5番 松生委員、6番 澤田委員、7番 山本委員、8番 高田委員、9番 山上委員、10番 四飯委員。11番につきましては川井会長代理、12番につきましては村会長。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局から議席番号が発表されましたが、次回の総会から議席番号の席に着いていただきます。

次に、日程10、農地利用最適化推進委員の委嘱についてを事務局より説明を願います。

事務局長 農地利用最適化推進委員の委嘱につきましては、お手元に配付してあります名簿に記載された12名の方々を農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、農業委員会等に関する法律17条第1項の規定により、農業委員会の承認を求めるものであります。

なお、各地区から推薦された推進委員候補者は、羽咋市農地利用最適化推進委員評価委員会で評価を行っていただき、全候補者が適任であるとの報告を受けております。

以上でございます

議長 ただいま事務局より説明ありましたが、名簿の記載12名の方々を農地利用最適化推進委員を委嘱することにご意見ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、農地利用最適化推進委員は、名簿のとおり決定いたします。

次に、日程11、農業者年金加入推進部長の選出、日程12、農業新聞拡張推進部長の選出、日程13、認定農業者等農業委員協議会委員の選出、日程14、農業委員会だより編集委員の選出を一括してお諮りいたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局長 日程11、農業者年金加入推進部長の選出についてですが、農業者年金は農業者なら広く加入できる年金制度でございます。加入推進を統括する部長1名を選出するものでございます。

次に、日程12、農業新聞拡張推進部長の選出についてであります。全国農業新聞は、農業者の法的代表機関である全国農業会議所が発行する週刊の農業専門紙でございます。農業委員の取組、活動状況等において地域の参考とすることができます。農業委員の取組みと活動計画のため、購読者の拡張を図っております。これを統括する部長1名を選出するものでございます。

続きまして、日程13、認定農業者等農業委員・推進委員協議会委員の選出についてであります。石川県農業会議より依頼されているものでございます。活動といたしましては、年3回程程度の会議への参加となり、会長、職務代理との重複は避け、認定農業者を2名選出するものであります。

日程14、農業委員会だよりの編集委員選出についてであります。農業

委員会だよりを原則年1回の発行をすることとなっております。5名の編集委員を選出するものでございます。

説明は以上でございます。

議長 この件について、事務局から前回の選出の経緯があれば、説明をお願いします。

事務局長 年金拡張推進部長及び農業新聞の拡張推進部長につきましては、前回までは職務代理の方が兼務していただいているという経緯がございます。

また、認定農業者等農業委員・推進委員協議会委員及び委員会だよりの編集委員につきましては、会長から提案をいただき選出を行っております。

なお、委員の認定農業者は、川井委員、山上委員、徳和委員、屋後委員、松生委員、糺田委員、澤田委員、高田委員の8名でございます。

なお、申し遅れましたが、会長は石川県農業会議の理事に、高田委員は石川県農業委員会女性協議会会員に就任することとなっております。

以上でございます。

議長 では、ただいま事務局より説明がありました年金及び農業新聞の拡張部長につきましては、職務代理者の川井委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、そのようにさせていただきます。

続きまして、認定農業者等農業委員・推進委員協議会委員2名の選出については、議長案として、認定農業者等農業委員・推進委員協議会委員に糺田委員と澤田委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、そうさせていただきます。

本年の農業委員会だよりの編集委員5名を選出します。

議長案として、農業委員会だよりの編集委員に山上委員、岩城委員、屋後委員、松生委員、高田委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、以上の5名でさせていただきますと思います。

以上で、審議事項が終了しますが、会場準備のため一旦休憩し、10時5分より農地利用最適化推進委員の委嘱状の交付式を行います。

委嘱状交付式終了後に組織委員会を農業委員、推進委員で再開しますので、これより暫時休憩といたします。

(休憩)

(羽咋市農地利用最適化推進委員委嘱状交付式)

事務局長 それでは、ただいまより農地利用最適化推進委員の委嘱状の交付式を行います。お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立いただき、会長より委嘱状をお受取りください。

それでは、梶谷武史委員。(委嘱状交付)

岡田信夫委員。(委嘱状交付)

岡田耕一委員。(委嘱状交付)

森田三男委員。(委嘱状交付)

悦永秀雄委員。(委嘱状交付)

南邦夫委員。(委嘱状交付)

三宅一徳委員。(委嘱状交付)

稲農幹夫委員。(委嘱状交付)

長濱義雄委員。(委嘱状交付)

以上でございます。

事務局長 それでは、農業委員、推進委員が初めて全員おそろいでありますので、お手元の名簿順にお名前をお呼び申し上げますので、ご起立をお願いいたします。

農業委員、川井良平委員。

委員 川井です。よろしくお願いいたします。

事務局長 山上克秀委員。

委員 山上です。よろしくお願いいたします。

事務局長 徳和己嗣委員。

委員 徳和です。よろしくお願いいたします。

事務局長 岩城一成委員。

委員 岩城です。よろしくお願いいたします。

事務局長 屋後浩幸委員。

委員 屋後です。よろしくお願いいたします。

事務局長 四飯弥志宣委員。

委員 四飯です。よろしくお願いいたします。

事務局長 松生朋広委員。

委員 松生朋広です。よろしくお願いいたします。

事務局長 村桂司委員。

委員 村です。先ほど農業委員の皆様より会長の任命をされました。今後とも3年間、皆様どうかよろしくお願いいたします。

事務局長 糺田幸雄委員。

委員 糺田です。よろしくお願いいたします。

事務局長 澤田稔委員。

委員 澤田です。よろしくお願いいたします。

事務局長 高田外喜子委員。

委員 高田です。よろしくお願いいたします。

事務局長 山本泰夫委員。
 委 員 山本です。よろしくお願いいたします。
 事務局長 それでは、農地利用最適化推進委員をご紹介します。
 梶谷武史委員。
 委 員 梶谷です。よろしくお願ひします。
 事務局長 岡田信夫委員。
 委 員 岡田です。よろしくお願ひします。
 事務局長 村田清二委員は欠席でございます。
 次に、岡田耕一委員。
 委 員 岡田です。よろしくお願ひします。
 事務局長 森田三男委員。
 委 員 森田です。よろしくお願ひします。
 事務局長 悦永秀雄委員。
 委 員 悦永です。よろしくお願ひします。
 事務局長 南邦夫委員。
 委 員 南です。よろしくお願ひいたします。
 事務局長 芝田俊幸委員は欠席でございます。
 三宅一徳委員。
 委 員 よろしくお願ひします。
 事務局長 稲農幹夫委員。
 委 員 稲農です。よろしくお願ひします。
 事務局長 瀬戸明委員は欠席でございます。
 長濱義雄委員。
 委 員 長濱です。よろしくお願ひします。
 事務局長 どうもありがとうございます。
 以上が農業委員及び農地利用最適化推進委員の方々でございます。今後
 ともよろしくお願ひいたします。
 それでは、農業委員会事務局職員の紹介をさせていただきます。
 まず、出口次長でございます。
 事務局 事務局の出口でございます。よろしくお願ひいたします。
 事務局長 瀧辺主事でございます。
 事務局 事務局の瀧辺です。よろしくお願ひします。
 事務局長 山出会計年度任用職員。
 事務局 事務局の山出です。よろしくお願ひいたします。
 事務局長 私、事務局長の清水でございます。4人の職員でございますが、どうぞ
 よろしくお願ひいたします。
 議 長 それでは、総会を再開いたします。
 日程16、農業委員会法令事務の概要についてを事務局より説明を願いま
 す。
 事務局 それでは、日程16、農業委員会法令事務の概要についてご説明いたしま

す。

お手元にお配りしてあります冊子の資料の2ページをお開きください。

こちらに記載されています次第に沿いまして順番にご説明させていただきます。

それでは、3ページご覧ください。

横向きになっているんですけれども、農業委員・農地利用最適化推進委員の役割についてご説明します。

まず、農業委員会とはどのような業務をすところなのかといいますと、農地法に基づく権利移動の許可等に加え、「農地利用の最適化」の推進が必須業務となっております。

そのような業務を行うために、委員の皆さんの現場活動が極めて重要であり、それが農地を守り、地域の維持発展につながることであります。

この四角で囲った図の中には委員の皆様の主な活動内容を記載してあります。

1つ目、農地利用の最適化の推進。

具体的にどんなことかといいますと、担い手への農地集積、集約、耕作放棄地の発生防止、新規参入の促進が挙げられます。

2つ目、農地パトロール（利用状況調査）といいまして、ちょっとまた後半のほうで改めてご説明いたしますが、毎年8月から10月にかけて実施しています。農地の耕作状況を確認するものです。

3つ目、農地の出し手、担い手の意向把握。

担い手の高齢化などによって、羽咋市も離農のほうが進む中、土地所有者や耕作者の意向を把握することで農地の集積が図られ、地区ごとに作成している人・農地プランの実質化へとつながります。そのためにも委員の皆様には、こちらに書いてあるとおり、地域の集まりなどがあつた際に参加していただいて情報収集を行うほか、事務局にて、土地所有者向けのアンケートというものを行っているんですけれども、そういったものの回収にご協力をいただいております。

4つ目、日々の活動記録簿の作成。

こちらも後で詳しく説明いたしますが、上記に挙げた活動内容を記録していただき、月ごとに事務局にご報告いただいております。

今ご説明した4点の内容ですけれども、この内容は図の右側に書いてあります、「農地を守り、耕作されている農地を耕せるうちに、担い手へ引き継ぐ」ということを目的として行っていただくものであります。

ですので、委員の皆様にはこのことを念頭に置きまして、日々活動をしていただければと思います。

あわせて、農業委員と農地利用最適化推進委員の役割についてですが、ページの下のほうをご覧ください。

農業委員は、農地の権利移動許可の審議及び農地転用許可の審議について、合議体として決定する主体となります。

農地利用最適化推進委員につきましては、総会等での審議において、報

告、意見を述べることとなっており、農業委員は必ず推進委員の意見をきかなければならないとされています。

こちらの農業委員さんと最適化推進委員のお二方は連携して業務に取り組んでいただくこととなります。

次に、4ページお開きください。

2番、農地制度・農地法の目的と概要についてです。

農地制度は、農地を取り巻く状況に対応して、農地の効率的な利用、有料農地の確保、新たな農地ニーズへの対応、という考え方に基づいて整備されています。

その中で基礎となります農地法では、食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について、①農地を農地以外のものとするものの規制（農地転用許可制度）。②農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に考慮した農地の権利取得の促進（農地の権利移動の許可制度）。③農地の農業上の利用を確保するための措置の実施により、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大に取り組む内容となっております。

それでは、実際に農業委員会で審議するものの内容についてご説明していきます。

まず、(1)農地の売買及び農地の貸し借りです。

これは農地法3条と一般的に呼ばれておりまして、農地の所有権の移転、賃借権などによる権利の設定または移転をするとき、また贈与で取得するときにも農業委員会の許可が必要となっております。

この3条にて農地を買うとき、借りるときの条件といたしましては、権利を取得する方が全ての農地を効率的に耕作すること、全部効率利用要件、2番の耕作に必要な農作業に常時従事する農作業常時従事要件、そして既に耕作している面積と取得する農地の面積の合計が下限面積を超えているかという下限面積要件、そして4番、地域との調和要件があります。

3番の下限面積要件についてなんですけれども、権利を取得しようとしている農地の所在により、この下限面積の条件が変わってきます。

一旦ちょっと9ページをお開きいただけますかね。

こちらの9ページに、地区別の下限面積一覧として羽咋市内の下限面積の詳細が載せてあります。

どのように見るのかといいますと、例えば羽咋地区の農地を取得したいという方がいらっしゃった場合、羽咋地区の場合ですと、表の左上ですね。下限面積が30アール、3反となっているので、今耕作している面積と取得する面積の合計が3反を超えていないと羽咋地区の農地は買うことができません。このように地区によって面積が変わっているので、ちょっと後でまた見てみてください。

補足といたしまして、表の右下に、空き家に付随した農地というものがあるんですけれども、こちらは平成30年度にスタートいたしまして、羽咋市の空き家情報バンクに登録してある空き家と近くにある畑ですね。家庭菜園とかするために小さい畑をセットで買いたいというようなご要望が

移住者の方からもありましたので、そういったものに関しては下限面積が1アール、100㎡ということになっております。

下限面積の説明は以上としまして、また5ページのほうにお戻りください。

では、5ページに戻りまして、(2)番、農地を宅地等に自己転用する場合。これは農地法第4条といいます。これは農地の所有者の方がご自分の農地を転用するとき、4ha以下の農地の場合だと県知事の許可、4haを超える場合ですと農林水産大臣の許可が必要となります。

その4条の中での例外、こちらに2つ書いてありますが、200㎡未満の自己所有農地に農作業用施設を建設するとき、このときに関しては4条の許可申請ではなく、農業委員会のほうに届出をさせていただいております。

あわせて、田んぼを畑にするとき、いわゆる畑転ですね。こちらも農業委員会のほうの届出で許可を出しております。

次に、(3)番、農地を転用する目的で所有権を移転。これは農地法第5条といいます。農地を転用すると同時に、所有権も移転または賃借権を設定される場合です。こちらもまた、県知事の許可となっております。

ですので、自分の農地を転用するときには4条で、自己所有地以外を転用するときには5条という形になりまして、例えば親子間でご両親の土地を借りてそこに家建てるという場合でも、必ず5条申請が必要となります。

次に、(4)農地の賃貸借による合意解約、通知（農地法第18条第6項）です。

こちらは農地法第3条などで耕作する契約をしている最中に農地の貸し手と出し手が合意解約する場合に農業委員会会長宛てに通知が必要となっております。

次に、(5)番、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定。

こちらは、市町村が農用地利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を受けたものを公告することにより賃借権の設定の効力が生じ、定められた期間が満了したときには賃貸借契約は終了するものです。

農地法3条での権利設定とは異なり、手続が簡単となっているので、現在、農地借りて作られる方のほとんどの方は基盤強化法にて利用権の設定をされています。

(6)番、農地所有適格法人制度ですが、こちらは農地法に基づく一定の要件を満たす法人がこのように呼ばれまして、農地所有適格法人に認定されると、農地を借りるだけでなく、買うことができるようになります。

農地所有適格法人以外の法人が農地を借りるときには、解除条件付き賃借となります。

では次、6ページお開きください。

ここでは、先ほどご説明した農地転用について、実際、農地転用とはどんなものなのかということをご説明いたします。

農地転用とは、農地を、住宅用地や工場用地、資材置場、駐車場など、

農地以外の用地に転換することを表しております。また、一時的に資材置場にする場合でも一時転用という形になります。

転用の許可判断の仕方について、下の図をご覧ください。

まず、農地区分というところで、転用の判断、転用してもいいのかという判断をする際には、該当の農地がこちらに書いてある4つの農地のどの区分に該当するかということを事務局にて判断しています。これは上にある区分ほど優良農地という位置づけになっておりまして、一番上が農用地区域内農地、これは青地と呼ばれるものです。青地は、原則として農地以外に使うことはできないものとなっているため、この右側に進んでいただくと、転用許可の方針は原則転用不許可ということになります。

次に、第1種農地。こちらは土地改良事業等をされて10ha以上の農地が連なっているところにある田んぼとか畑になるんですけども、こちらも原則転用は不許可です。ただし、一部例外規定、例外許可というものがあります。これどんなものかといいますと、例えば自己住宅ですとか、どうしても生活に必要であって、その場所にしか建てられないというようなことが認められたときには許可という形になります。

次に、第2種農地。こちらは農地以外、宅地ですとか、下の第3種農地に立地困難な場合に転用の許可があります。

最後に、第3種農地。こちらはほとんど市街化している地域にある農地ということで、原則転用は許可です。

このように転用の申請があったときには、農地区分ですとか、転用の目的、周辺農地への影響などを総合的に考え、許可相当か判断することとなります。

次に、7ページをご覧ください。

3番、農業委員会事務の流れです。

これまでは法律や制度についてのご説明をしてきたんですけども、ここからは実際の業務についてご説明をしていきます。

四角の中には申請の流れと月ごとのスケジュールが記載されています。

まず、毎月10日締切ということで、事務局にて農地法3条ですとか、利用権などの申請書の受理を行います。

そして、申請があったものを事務局にて調査いたしまして、大体17日頃までに全ての委員さん宛てに総会の開催通知と議案書を送付いたします。そして、この調査依頼書というふうに下の2個目に書いてあるかと思うんですけども、委員さんごとに担当地区というものを決めさせていただいております。ご自分の担当地区の中で転用の申請ですとか、そういったものがあつた際には、調査依頼書を議案書に同封しております。この調査依頼書が同封されていた場合には、総会の当日までに現地の確認や事実確認の調査をお願いしておりますので、またご協力をお願いします。

そうしまして、毎月25日、農業委員会の総会を開催しております。農業委員の方は原則全員出席、そして最適化推進委員の方については3か月に1回当番という形で出席のサイクルを決めておりまして、当番の方と調査

案件のあった方が出席という形になります。

そして、スケジュール、月末のところなんですけれども、総会で審議したのについて、3条ですとか委員会許可案件のものについては、すぐに農業委員会事務局から申請者の方に許可書の交付を行います。一方で、4条とか5条といった県の許可になるような案件につきましては、農業委員会で出た意見を添付いたしまして県へ進達いたします。優良農地で転用する場合には、県の農業会議に諮問をすることもあります。

そして、県許可のものについては翌月の15日頃に県のほうから審議会を経まして許可書の交付というような流れになります。

次に、この農地法申請の調査ポイントになるんですけれども、3条（農地のまま所有権移転）の場合は、先ほどもご説明したように、下限面積の要件ですとか、取得する農地が全て効率的に耕作できるかといったことを調査いたします。

4条、5条の転用を伴うときについては、農用地区域の有無、土地改良区及び生産組合等の同意の有無、申請面積が目的に対して大き過ぎないかですとか、計画は確実に実行できるかといったことを調査しております。

なお、この⑤番なんですけれども、転用する面積が1,000㎡を超えているときについては、25日の総会時に出席されている委員さん全員で現地の確認をしておりますので、よろしくお願ひします。

こちらに書いてある調査内容については、基本的に事務局にてあらかじめ調査を行っておりますので、委員の皆様にご調査していただく際には、例えば3条の場合ですと、現地がちゃんと耕作できている農地か、4条や5条の転用の場合は転用しても周辺農地に影響が出ないかとか、そういったことを現地で確認いただいて、あと譲渡人の方と譲受人の方の意向がちゃんと確認できているかということについて調査をお願いします。

転用の許可申請の流れについては下に書いてあるので、また後で参考に見ておいてください。

次に、8ページお開きください。

こちらは調査依頼書についてということで、前のページでご説明した調査依頼書の見本として載せてあります。担当地区に調査案件があった場合には、このような通知が同封されてきますので、各自調査をしていただきまして、総会当日に事実確認の結果報告をお願いいたします。

事実確認の結果報告で、下のほうに担当委員の意見報告例というものを載せてあります。3条の場合と5条の場合の説明の参考として書いてあるので、また説明する際にはこういった形で発表していただければと思います。

9ページの下限面積については先ほどご説明したので、割愛させていただきます。

では次に、10ページお開きください。

(3)番の活動報告書についてです。

これは一番初めのところでもお話ししたんですけれども、委員さんの

日々の活動の記録として、「活動報告書」の提出をお願いしています。

ここに載せてあるのは、その報告書様式の見本です。実際書いていただく内容といたしましては、町内の農家さんなどから賃貸借や売買について相談を受けたですとか、総会の調査案件があり事実確認を行った、また、農地の見回りをしたですとか、あとは地区の会議に出席したなど、何でも書いていただければと思います。

特に土地所有者の方や担い手の方から農地の貸し借りについて相談を受けたときには、実際にお話が集約までつながらなかったとしても、相談を受けた経緯が重要な活動となりますので、なるべくたくさん記録していただけるとうれしいです。

そして、実際に今日から来月の総会、8月25日までの活動報告書、机の上に1枚もので置いてあるんですけども、皆さんありましたかね。1枚、両面印刷してあるもの。ありますか。

そちらの活動報告書のほうが今改選になって1回目になるんですけども、また記載していただいて、次回、総会に出席いただく際にご持参いただければと思います。よろしくお願いします。

次に、11ページ、農地パトロール（利用状況調査）についてです。

農地パトロールとは、市内の全ての農地を対象に、地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握と発生防止、解消、違反転用の発生防止、早期発見ということを目的として実施しています。

調査の方法といたしましては、毎年8月から10月にかけて行っておまして、事務局より担当地区の地図をお渡しますもので、それを元に現地を見回り耕作状況を確認していただき、農地を、ここに四角で書いてある4つの区分に分類していただくものとなります。

詳しい調査方法ですとか、利用状況の区分の仕方については、後日、また改めて説明の場を設けますので、ここでの説明は以上とさせていただきます。

あと、机の上に皆さん、帽子と腕章と、黄色いマグネット置いてあるかと思うんですけども、こちらは農地パトロールで実際に現地を周る際に活用いただければと思っています。マグネット板は車に貼って、農地を周っていただければと思います。よろしくお願いします。

そして、ここから一つ事務連絡になるんですけども、研修の開催のご案内がございます。8月7日に農業委員会研修会というものと、能登地区の農地パトロール出発式がございます。詳細について、次のページに記載してありますので、12ページをお開きください。

日時は、令和2年8月7日金曜日午後1時半から午後4時となっております。場所は穴水町のとふれあい文化センターで行われる予定です。

会議の次第は省略しますが、当日、委員の皆様に参加していただければと思っております。出席いただける方につきましては、下の米印の1個目、当日お昼12時に市役所正面に集合いただきまして、マイクロバスで出発しようかなと考えています。昼食は済ませてから参加をお願いします。

みなさま予定を確認いただいて、欠席される方、または自家用車にてご自分で現地に向かいたいという方については、できれば7月31日、今月中までに事務局のほうにご連絡をいただければと思います。よろしくお願ひします。その研修に向かうバスの中で農地パトロールの説明をできればなと思ひています。

では次に、13ページ、5番の担当地区についてです。こちらA3サイズのカラで、開く形になっているので開いて見てみてください。

こちらに書いてありますのが、先ほどからお話している担当地区を示したのものになります。表に書いてある色と、地図上の色がリンクする形になっています。事務局の方で、委員さんの住所地となるべく近い地域で担当地区を組ませていただきました。中には、少し離れている町が担当になっているところもありますので、各自ご確認いただきまして、もしちょっと代わりたいたとか、ここ調整したいなというところがありましたら、なるべく同じ地区の委員さん同士で調整していただければなと思ひています。もし変更等あった場合は事務局までご連絡をお願いいたします。

こちらの内容でよろしければ、実際に8月から行われる農地パトロールの地図を事務局のほうで作成したいと思ひているので、変更等があった場合はなるべく7月中ぐらいにご連絡をお願いします。

それでは、駆け足になりましたが、日程16については以上で説明を終わりとります。

ざっと説明したので、またわからない点とか、そういったものがありましたらいつでも事務局のほうまで聞いていただければと思ひますので、よろしくお願ひします。以上でございます。

議長 　　ただいま事務局より、たくさんにわたってお話がありました。多分、1回聞いただけではなかなかわからないと思ひますので、個別に事務局に確認されても結構です。

特に、この農地パトロール、年1回8月から10月にかけて自分の受け持つ地元の水田を回り、耕作放棄がないか確認をしていただいております。前任の方に伺っても結構ですので、またご協力をお願いしていただきたいと思ひます。

今事務局で説明ありましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

また別途、分からない点は事務局に確認をしていただきたいと思ひますし、8月7日に穴水のほうで研修会と農地パトロールの出発式というものがございます。これについても出席の確認をまた皆さん、都合の悪い方は事務局のほうへご連絡をしていただきたいというふうに思ひます。

なければ次に移りたいと思ひますけど、よろしいでしょうか。

全委員 　　なし。

議長 　　では、その他の事務連絡について、事務局よりお願ひします。

事務局 　　それでは、その他の事務連絡についてご説明させていただきます。

議案書の15ページをお開きください。

こちらのほうでは、農業委員会の総会と研修会の日程予定を書いてござ

いますが、先ほど資料の7ページで事務の流れということで説明させていただきました総会でありますとか、研修会の日程を記載してあるものでございます。

あくまで予定でございますので、変更があった場合は改めて連絡があります。また、総会等が開かれる1週間程前に委員の皆様のところには議案書なり、調査依頼書というものを送付させていただきたいと思っておりますので、皆様の日程調整をお願いしたいなと思っております。

次の16ページでございますが、こちらにつきましては、先ほど説明させていただきました最適化推進委員の方の、3か月に1回の総会出席順番を記載したものでございます。一応事務局のほうではここに記載してある形で出席していただきたいなというふうに思っておりますが、もし都合が悪かったりすれば、各自、推進委員の方同士で交代していただけるとありがたいというふうに思っております。

また、先ほど説明させていただいたとおり、ここに書いてございます当番とは別に調査案件等ありましたら、そのときはまた総会に出席していただくということを予定しております。

16ページは以上でございます。

続きまして、17ページをお開きください。

こちらにつきましては、農業委員さん、それから推進委員さんの報酬のほうを記載してあるものでございます。報酬の金額につきましては、条例で定められておりまして、ここに記載してあるとおりでございます。

上に書いてある条例に定めた委員報酬(日額)と書いてある3段につきましては総会等に出席したものの。下の農地調査手当ということでございますが、こちらのほうにつきましては、日々の委員さんの活動に係る能率給になります。

そのほか、研修等に出席された場合は、別途、また報酬をお支払いしたいというふうに思っております。

なお、新たに今日20日から就任された委員の皆様方には、7月分の活動報酬については、申し訳ございませんが、20日からの日割りということでお支払いさせていただきたいというふうに思います。

新たに委員になられた方、口座振替依頼書を出されておいでと思うんですが、まだの方はまた事務局のほうまで提出をお願いいたします。

続きまして、その隣のページ、18ページでございます。こちらは羽咋市農業委員会としての親睦会というものを設けてございます。この親睦会につきましては、会員相互の親睦でありますとか、福利厚生を増進を図るということを目的にしております、会員の研修でありますとか、互助給付、それから親睦、そういったものを進める会でございます。

親睦会の会則については、またご一読いただきたいなというふうに思っておりますが、一応昨年までは会費のほうは毎月3,000円頂いております。この件につきましては、今ご審議いただければなというふうに思っております。もし万が一、3年間の任期の中で残金が生じた場合は精算し、

皆様に返金したいというふうに思っております。

なお、もし、この会費を進めるといことになりますと、8月分の報酬から、9月末に支払いとなるんですが、そのときから親睦会の会費として引落しさせていただきたいというふうに思っております。

親睦会については以上でございます。

その他の事務連絡については、以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局よりその他について連絡がございましたが、その中で最後の農業委員会親睦会の会費についてを皆さんにお諮りをいたします。

今まで慣例といいますか、手当の分から毎月3,000円を口座振替をしていただいて、今言う親睦会費に充てていましたけれども、そのまま慣例のごとく続ければいいというか、金額はこれでいいのか、またどうなのかということをお聞きしたいんですけれども、どうでしょうか。

委員 継続していいんじゃないですか。

議長 残れば全部皆さんにきちんと精算してお返ししますんで。

では、このまま、毎月3,000円ということで会費を徴収して、親睦会という形でさせていただきます。

全委員 異議なし。

委員 そのほかに何かご質問、ご意見がございませんか。

事務局 すいません。事務局からもう1点。新たになられた委員さんにつきましては、これまで委員さんされておいでの方も含めてなんですが、全国農業新聞というものを取っていただいております。申込みのほうは事務局のほうでさせていただきますが、一応これ無料じゃないもんですから、毎月700円という購読料が必要となってきます。

3か月に1回、この分を引落しさせていただくことになりますので、その辺をご了解いただきたいというふうに思います。

議長 全国農業新聞についても農業委員の活動の新聞ですので、またご協力のほどお願いをいたします。

ほかにご意見がなければ、これで令和2年羽咋市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

事務局長 どうもありがとうございました。

終 了

議事録署名人 会長

署名人

署名人